

技術サービス規則

目次

1 章 総則	1
1.1 適用	1
1.2 一般	1
1.3 用語	1
2 章 船舶のトン数測度	2
2.1 一般	2
2.2 トン数測度の申込み	2
2.3 トン数測度の実施	2
2.4 証書等	2
3 章 船舶、構造物等の損傷、現状等に係わる鑑定	3
3.1 一般	3
3.2 業務の申込み	3
3.3 業務の実施	3
3.4 鑑定書等	4
4 章 船舶、構造物等の試験、検査等に係わる証明	5
4.1 一般	5
4.2 業務の申込み	5
4.3 業務の実施	5
4.4 刻印	5
4.5 証明書等	5
5 章 船舶、構造物等に係わる技術サービス業務	6
5.1 一般	6
5.2 業務の申込み	6
5.3 業務の種類	6
5.4 業務の実施	6
5.5 報告書等	6
6 章 試験、研究等の受託業務	7
6.1 一般	7
6.2 業務の申込み	7
6.3 業務の実施	7
6.4 報告書等	7
7 章 他船級協会との業務協定に基づく検査	8
7.1 一般	8
7.2 検査の申込み	8
7.3 検査の実施	8
7.4 報告書等	8
8 章 船用以外の構造物、機器等の法定検査	9
8.1 一般	9

8.2	業務の申込み	9
8.3	業務の実施	9
8.4	刻印	9
8.5	証明書等	9
9 章	緊急時技術支援サービス業務	10
9.1	一般	10
9.2	ETAS 登録の申込み	10
9.3	ETAS 業務の実施	10
9.4	連絡書等	10
10 章	アーカイブセンターサービス業務	11
10.1	一般	11
10.2	業務の申込み	11
10.3	業務の実施	11
11 章	その他の技術サービス業務	12
11.1	一般	12
11.2	業務の申込み	12
11.3	業務の種類	12
11.4	業務の実施	12
11.5	報告書等	12
12 章	手数料及び経費	13
12.1	手数料	13
12.2	経費	13
13 章	業務提供の条件	14
13.1	一般	14
13.2	機密保持	14
13.3	解釈	14
14 章	責任	15
14.1	責任	15
14.2	補償	15
14.3	補償請求	15
15 章	準拠法及び裁判管轄	16
15.1	準拠法及び裁判管轄	16
16 章	雑則	17
16.1	不服の申立て	17
16.2	業務提供の条件等	17
様式 1 技術サービス申込書		18
様式 2 NK 緊急時技術支援サービス (ETAS) 登録申込書		20
様式 3 ClassNK アーカイブセンターサービス利用申込書		21

1 章 総則

1.1 適用

一般財団法人日本海事協会（以下、「本会」という。）が行う技術サービス業務については、本規則の定めるところによる。（ただし、別に定めるものを除く。）

1.2 一般

- 1. 本会は、本規則の定めるところにより、次に掲げる技術サービス業務を行う。
 - (1) 船舶のトン数測度
 - (2) 船舶、構造物等の損傷、現状等に係わる鑑定
 - (3) 船舶、構造物等の試験、検査等に係わる証明
 - (4) 船舶、構造物等に係わる技術サービス業務
 - (5) 試験、研究等の受託業務
 - (6) 他船級協会との業務協定に基づく検査
 - (7) 舶用以外の構造物、機器等の法定検査
 - (8) 緊急時技術支援サービス
 - (9) アーカイブセンターサービス業務
 - (10) その他の技術サービス業務
- 2. 技術サービス業務は、本規則各章で定める者（以下、「申込者」という。）の申込みにより行う。
- 3. 本会は、申込内容が本規則に定める技術サービス業務として適当であると判断したとき、これを受理する。
- 4. 技術サービス業務の実施に際して必要な準備、情報等が不十分なとき又は危険性があると本会検査員（以下、「検査員」という。）が判断したときは、当該業務を停止することがある。
- 5. 申込者は、本会が技術サービス業務の実施に関し必要と認める十分、かつ、正確な情報を提供しなければならない。

1.3 用語

本規則で使用する用語の意味は、次のとおりとする。

- (1) 「鑑定業務」とは、事実の確認、調査の他に本会の技術的判断を必要とする業務をいう。
- (2) 「証明業務」とは、船級規則、条約、各国規則等公知の規則あるいは船級諸記録に基づき事実を確認、照合して証明する業務をいう。
- (3) 「鑑定書等」とは、鑑定業務が完了したときに、本会が発行する文書をいう。
- (4) 「証明書等」とは、証明業務が完了したときに、本会が発行する文書をいう。
- (5) 「機器等」とは、軸系、プロペラ、原動機、ボイラ、圧力容器、管装置、材料等をいう。

2 章 船舶のトン数測度

2.1 一般

本会は、次に掲げる船舶のトン数測度に関する規則によるトン数測度を行う。

- (1) 1969 年の船舶のトン数測度に関する国際条約附属書 I
- (2) Rules of the Measurement of Vessel for the Panama Canal (パナマ運河トン数測度規則)
- (3) Rules adopted by the International Tonnage Commission at Constantinople (スエズ運河トン数測度規則)
- (4) 各国政府の定める船舶のトン数測度に関する規則
- (5) 前各号に掲げる規則以外の船舶のトン数測度に関する規則 (載貨重量トン数に関するものを除く。)

2.2 トン数測度の申込み

- 1. トン数測度は、船舶の所有者、船舶管理者、製造者及び本会が適当と認める者の申込みにより行う。
- 2. 申込者は、申込書（様式 1）に、次に掲げる図書を添えて申込むものとする。
 - (1) 一般配置図
 - (2) 中央断面図
 - (3) 鋼材構造図
 - (4) 倉内構造図
 - (5) 容積図
 - (6) 船体線図及び船体寸法表
 - (7) 倉口縁材構造図
 - (8) 倉口蓋構造図
 - (9) 船首楼構造図
 - (10) 船尾楼構造図
 - (11) 甲板室構造図
 - (12) 揚貨装置構造図
 - (13) 煙突構造図
 - (14) C. C. マーク取付図
 - (15) その他本会が必要と認める図書
- 3. 申込者は、前 - 2. の規定にかかわらず船級の登録検査のため本会へ提出した図書については、その提出を省略することができる。

2.3 トン数測度の実施

- 1. 本会は、申込みのあった船舶について、**2.1** に規定する船舶のトン数測度に関する規則に従い、船舶のトン数測度を行う。
- 2. 本会は、トン数測度について、原則として本会検査員による実測を行う。
- 3. 前 - 2. の規定にかかわらず本会の船級登録を受ける船舶又は受けた船舶であって、かつ、本会が適当と認める船舶については、実測の一部又は全部を省略することがある。
- 4. 申込者は、測度事項を承知しており測度の準備を監督する者を実測に立ち合わせ、検査員が必要とする援助を与えなければならない。

2.4 証書等

- 1. 本会は、**2.3** によるトン数測度を受けた船舶について、次に掲げる証書等を申込者に発行する。
 - (1) 船籍国政府から付与された権限に基づく、当該船籍船についての国際トン数証書（又は暫定国際トン数証書）、PC/UMS DOCUMENTATION、スエズ運河特別証書、その他の当該船籍国政府の定める船舶のトン数証書、証明書等
 - (2) 前(1)に掲げる証明書以外の本会が別に定める様式によるトン数証明書
- 2. トン数証書等の記載事項に変更を生じた場合のトン数証書等の書換えについては、**2.1** から **2.3** までの規定のうち、該当する規定を準用する。

3 章 船舶、構造物等の損傷、現状等に係わる鑑定

3.1 一般

- 1. 本会は、船舶、構造物、機器等について、次に掲げる鑑定業務（以下、本章において「業務」という。）を行う。
 - (1) 船舶保険鑑定
 - (2) 現状鑑定
 - (3) 損傷鑑定
 - (4) 耐航鑑定
 - (5) 船価鑑定
 - (6) 設計、強度鑑定
 - (7) その他、本会が適当と認める鑑定
- 2. 本会は、鑑定を行うに当たり、必要があると認めた場合、本会以外の者に業務の一部を委託することがある。

3.2 業務の申込み

- 1. 3.1-1.の鑑定は、それぞれ次に掲げる者の申込みにより行う。
 - (1) 3.1-1.(1)については、当該船舶の船舶保険を引き受けている保険会社。
 - (2) 3.1-1.(2)～(6)については、当該船舶、構造物、機器等の所有者又は所有者の同意を得た者。
 - (3) 上記以外の鑑定については、本会が適当と認める者。
- 2. 申込者は、申込書（様式 1）に、本会が必要と認める図書、資料等を添えて、申込むものとする。

3.3 業務の実施

3.3.1 船舶保険鑑定

- 1. 本会は、船舶の損傷に係わる保険鑑定を行う。
- 2. 前 - 1. については、申込者の依頼するところにより、損傷の経緯、損傷の状況、修理の方法、損傷の原因、修理費、完工確認等について行う。

3.3.2 現状鑑定

- 1. 本会は、次の現状鑑定を行う。
 - (1) 船舶の現状鑑定
 - (2) 船舶状態評価鑑定
- 2. 前 - 1.(1)については、申込者の依頼するところにより、船体、機関、諸設備等の現状、機関の開放、運転及び整備の記録の調査等を行う。
- 3. 前 - 1.(2)については、以下による。
 - (1) 船舶をドック入れ又は上架の上、船体構造部材全般について目視詳細検査及び本会が指定する箇所の板厚計測を行うことにより、船体状態の評価を行う。
 - (2) 機関及び諸設備等の現状、運転及び整備の記録の調査等を行うことにより、機関及び諸設備等の状態の評価を行う。

3.3.3 損傷鑑定

本会は、船舶、構造物、機器等の損傷について、申込者の依頼するところにより、損傷の経緯、損傷の状況、損傷の原因等について鑑定を行う。

3.3.4 耐航鑑定

- 1. 本会は、船体、機関等に損傷をうけた船舶（以下、「損傷船」という。）の修理地への回航、或いは、船舶等が定められた航行区域を越えて回航する必要がある場合等について耐航鑑定を行う。ただし、原則として、本会船級船以外の損傷船の修理地への回航のための耐航鑑定は行わない。
- 2. 前 - 1.については、乗組員等の技量等のソフト面に係わるものは、除くものとする。
- 3. 本会船級船の耐航鑑定については、船級維持検査の結果を参考とする。
- 4. 本会船級船以外の船舶の耐航鑑定は次による。

- (1) 本会は、必要と認める図書、資料の調査を行う。
 - (2) 船舶は、ドック入れ、又は上架の上、船体、機関、安全設備等について、試験及び調査を行う。試験及び調査の範囲、程度については、当該船舶の現状、船齢、用途、検査記録等を参照の上、本会が適当と認めるところによる。
- 5. 鑑定書には、必要に応じ、航海上の注意、航路の制限、積み荷の制限、鑑定書の有効期限等の条件を記載する。

3.3.5 船価鑑定

- 1. 本会は、船齢に応じた船価の鑑定を行う。
- 2. 本会船級船以外の船舶の船価鑑定を申込み場合は、本会が必要と認める資料を提出しなければならない。

3.3.6 設計、強度鑑定

本会は、申込者が指定する船舶、構造物、機器等の設計及び強度について鑑定を行う。

3.4 鑑定書等

本会は、鑑定書等を申込者に発行する。

4 章 船舶、構造物等の試験、検査等に係わる証明

4.1 一般

- 1. 本会は、船舶、構造物、機器等について、次の証明業務（以下、本章において「業務」という。）を行う。
 - (1) 船舶の構造、設備等の試験及び検査の証明
 - (2) 船舶、構造物、機器等の規則及び基準に係わる証明
 - (3) その他、本会が適当と認める証明
- 2. 前 - 1.については、別に定めるものを除く。
- 3. 本会は、業務を行うに当たり、必要があると認めた場合、本会以外の者に業務の一部を委託することがある。

4.2 業務の申込み

- 1. 4.1 の業務は、それぞれ次に掲げる者の申込みにより行う。
 - (1) 4.1-1.(1)については、当該船舶の所有者、又は所有者の同意を得た者。
 - (2) 4.1-1.(2)については、その物件の発注者、受注者、又はそのいずれかの同意を得た者。
 - (3) 上記以外の証明については、本会が適当と認める者。
- 2. 申込者は、申込書（様式 1）に、本会が必要と認める図書、資料等を添えて申込むものとする。

4.3 業務の実施

4.3.1 船舶の構造、設備等の試験及び検査の証明

- 1. 本会は、申込者が指定する船体、機関、安全設備等について、試験、検査を行う。
- 2. 試験、検査の内容及び範囲は、申込者の依頼するところによる。

4.3.2 船舶、構造物、機器等の規則及び基準に係わる証明

- 1. 本会は、船舶、構造物、機器等について、申込者が指定する規則及び基準の要件に係わる証明を行う。ただし、規則及び基準は、船級規則、条約、国際規格、各国規則等公知の規則又はその他本会が適当と認める規則、規格又は基準とする。
- 2. 証明に必要な図面審査は、申込者が提出した図書に対し、適用する規則又は基準の要件の範囲内について行う。
- 3. 機器等の品質、構造又は性能等の検査を行う場合、原則として、当該機器等の製造工場において行う。

4.4 刻印

本会は、4.3.2 により機器等の試験、検査を行い、これに合格した物件には〔NK〕及びその他必要な事項を刻印又は押印する。

4.5 証明書等

- 1. 本会は、審査、試験或いは検査の結果について、申込者に証明書等を発行する。
- 2. 証明書等には、申込者の依頼内容に基づき、検査の種類、範囲、項目及び基準、検査結果並びに物品に付した刻印を記載する。必要な場合、試験、検査成績書を添付する。

5 章 船舶、構造物等に係わる技術サービス業務

5.1 一般

本会は、次に掲げる事項に関する技術サービス業務（以下、本章において「業務」という。）を行う。

- (1) 機器等の製造に関する事項
- (2) その他、本会が適当と認める事項

5.2 業務の申込み

- 1. 業務の申込みは、製造者、所有者その他本会が適当と認める者が業務の内容を提示して行う。
- 2. 本会は申込みの内容について申込者と協議の上、業務契約を締結する。ただし、本会が適当と認める場合、申込書（様式 1）をもって、業務契約に代えることができる。

5.3 業務の種類

- 1. 本会は、機器等の製造に関する業務として、次の(1)から(3)の業務を行う。
 - (1) 図面等の審査
 - (2) 製造中の検査
 - (3) 製造工程の管理

5.4 業務の実施

- 1. 業務は、業務契約に基づき実施する。
- 2. 本会は、業務上必要があると認めた場合、本会以外の者に業務の一部を委託することがある。

5.5 報告書等

本会は、業務の実施の経過及び結果について、業務契約に定めるところにより、申込者に報告書等の文書を発行する。

6 章 試験、研究等の受託業務

6.1 一般

本会は、次に掲げる試験、研究等の業務（以下、本章において「業務」という。）を受託して行う。

- (1) 船舶、構造物、機器等に係わる試験又は研究
- (2) 本会所有の技術計算プログラムを用いたコンピュータ計算
- (3) 燃料油、潤滑油の分析試験
- (4) その他、本会が適当と認める試験、研究又は計算

6.2 業務の申込み

- 1. 申込者は、委託業務の種類、範囲、期間等の依頼内容を提示して申込みものとする。
- 2. 本会は、委託される内容について申込者と協議の上、業務契約を締結する。ただし、本会が適当と認める場合、申込書（様式 1）をもって、業務契約に代えることができる。

6.3 業務の実施

- 1. 試験又は研究の業務は、原則として、本会技術研究所において行う。ただし、本会が適当と認める場合は、申込者の指定する場所において実施する。
- 2. 本会は、業務契約に基づいて、業務を行う。なお、申込者は、本会の同意を得て、試験、研究の実施の一部又は全部に立ち会うことができる。
- 3. 本会は、業務を実施するに当たり、必要があると認めた場合、本会以外の者に業務の一部を委託することがある。
- 4. 燃料油、潤滑油の分析試験は、申込者から提出された試料について、申込者が指定する項目の分析を行う。

6.4 報告書等

- 1. 本会は、受託した試験又は研究の結果について、報告書を申込者に発行する。
- 2. 本会は、受託したコンピュータ計算の結果については、原則として、本会所有のプログラムによる標準的なアウトプットデータを申込者に提供する。なお、本会は、計算結果について、本会の船級規則及びその他のいかなる規定に対しても、適合又は不適合の判定は行わないものとする。
- 3. 申込者は、前 - 1.及び - 2.における試験、又は研究又は計算の結果を公表する場合は、本会の同意を得るものとする。
- 4. 本会は、受託した燃料油、潤滑油の分析試験について、試験成績書を申込者に発行する。

7 章 他船級協会との業務協定に基づく検査

7.1 一般

本会は、本会以外の船級協会との業務協定に基づき、当該船級協会に代わって検査業務を行う。

7.2 検査の申込み

- 1. 検査の申込者は、船舶については、製造者、所有者、又はこれらの同意を得た者とする。材料、機器、艀装品等については、製造者、使用者、又はこれらの同意を得た者とする。
- 2. 申込者は、申込書（様式 1）に所要事項を記載の上、本会に申込みものとする。
- 3. 本会は、検査申込事項又は検査実施内容について疑義がある場合は、当該船級協会に照会後、申込みを受け付ける。
- 4. 本会は、検査申込みを受け付ける際に、本会が検査に必要と認める図書の提出を求めることがある。

7.3 検査の実施

本会は、業務協定に定めるところにより、検査を実施する。

7.4 報告書等

本会は、検査が完了したとき、業務協定に定めるところにより、検査記録書或いは検査証明書を申込者に発行する。

8 章 船用以外の構造物、機器等の法定検査

8.1 一般

- 1. 本会は、船用以外の構造物、機器等に対して各国政府等から検査機関として、承認された内容に応じて次の(1)から(4)に掲げる業務（以下、本章において「業務」という。）を行う。
 - (1) 構造物、機器等の図面審査
 - (2) 構造物、機器等の検査
 - (3) 機器等の製造者の品質システム評価
 - (4) その他、本会が適当と認める事項
- 2. 前 - 1. (2)に規定する検査は、原則として機器等の製造時の検査とする。
- 3. 本章の規定にかかわらず、当該国の法令に別段の定めのある事項については、その法令の定めるところによる。

8.2 業務の申込み

- 1. 審査、検査等の申込者は、構造物、機器等の製造者、発注者又はそのいずれかの同意を得た者。
- 2. 申込者は、申込書（様式 1）に、構造物、機器等の仕様書、図面又は当該製造工場に適用される品質システム関連図書等の本会が必要と認める図書を添えて、申込むものとする。

8.3 業務の実施

- 1. 図面審査は、申込者が提出した図書について、当該国の規則及び基準の要件に従って行う。
- 2. 検査は、原則として、製造工場に臨検し、当該国の規則に基づいて行う。
- 3. 品質システム評価は、当該国の規則に基づき、当該製造工場に適用される品質システム図書の審査及び当該製造工場における、その品質システムの実施状況について行う。

8.4 刻印

構造物、機器等の検査を行い、当該国の規則に適合していると認めた場合、合格した物件には **4.4** の規定により刻印又は押印を行う。

8.5 証明書等

- 1. 本会は、構造物、機器等の検査を行い、当該国の規則に適合していると認めた場合、証明書を申込者に発行する。
- 2. 本会は、機器等の製造者の品質システムの評価を行い、当該国の規則に適合していると認めた場合、当該製造工場の品質システムの適合証明書を申込者に発行する。
- 3. 前 - 2.に規定する品質システムの適合証明書の有効期間については、当該国の規則に定めるところによる。

9 章 緊急時技術支援サービス業務

9.1 一般

本会は、次に掲げる緊急時技術支援サービス（以下、「ETAS」という。）業務を行う。

- (1) ETAS 登録
- (2) ETAS 実施
- (3) ETAS 演習
- (4) その他、本会が適当と認める業務

9.2 ETAS 登録の申込み

- 1. ETAS 登録は、船舶の所有者、船舶管理者及び本会が適当と認める者の申込みにより行う。
- 2. ETAS 登録申込者は、原則として ETAS 登録申込書（様式 2）に、必要図面を添えて申込むものとする。
- 3. 本会は、ETAS 登録作業を完了した船舶に対して ETAS 証書を申込者に発行する。

9.3 ETAS 業務の実施

- 1. ETAS 実施及び ETAS 演習は、ETAS 登録されている船舶について行う。
- 2. ETAS 実施は、船舶の重大事故に際して、ETAS 登録者からの申込みにより、船舶の安全性の確保及び海洋汚染（拡大）の防止のために必要な復原性及び縦強度等の計算を行う。
- 3. ETAS 演習は、原則として ETAS 登録者の事前の申込みにより行う。
- 4. ETAS 業務の終了は、ETAS 登録者からの ETAS 終了の確認文書により終了する。

9.4 連絡書等

ETAS 実施に際しては、本会は、申込者に事故の対応策についての連絡書を FAX 等の文書で連絡する。

10 章 アーカイブセンターサービス業務

10.1 一般

本会は、船舶の図面情報について、次に掲げるアーカイブセンターサービス業務（以下、本章において「業務」という。）を行う。

- (1) GBS-SCF アーカイブセンターサービス
- (2) 本船図書保管サービス

10.2 業務の申込み

- 1. 引き渡し日より前の船舶における業務の申込みは、船舶の製造者（造船所）が、引き渡し以後の船舶の所有者（船主）の同意を得て行う。
- 2. 引き渡し日以後の船舶における業務の申込みは、船舶の所有者（船主）が行う。
- 3. 申込者は、ClassNK アーカイブセンターサービス利用申込書（様式 3）に、所要事項を記載の上、申込むものとする。
- 4. 本会は、申込みを受け付ける際に、本会が必要と認める資料等の提出を求めることがある。

10.3 業務の実施

- 1. 業務は、本会情報技術部アーカイブセンターにおいて行う。
- 2. 船舶の製造者（造船所）及び船舶の所有者（船主）は **10.1** で規定される業務の一部である知的財産情報の登録、削除、閲覧等のサービスを受けるに際して、本会のアーカイブセンターシステムを利用する。
- 3. 船舶の製造者（造船所）及び船舶の所有者（船主）は、前・2.の利用にあたっては、予め「ClassNK アーカイブセンターシステム利用規約」に同意するものとする。
- 4. 次の(1)から(2)のいずれかに該当する場合に、本会から船舶の所有者（船主）及び船舶の製造者（造船所）へ通知されることにより、業務は終了する。なお、本会は、業務終了の際に、船舶の所有者（船主）及び船舶の製造者（造船所）に対し、本会が必要と認める資料等の提出を求めることがある。
 - (1) 船舶の所有者（船主）が船舶の製造者（造船所）の同意を得て業務終了の申込みを行ったとき
 - (2) 業務の手数料が支払われないとき、その他申込者が本会との契約に違反したとき

11 章 その他の技術サービス業務

11.1 一般

本会は、前各章に掲げる事項の他、次に掲げる技術サービス業務（以下、本章において「業務」という。）を行う。

- (1) 構造物、機器等の発注者の検査等の代行（以下、「代行業務」という。）
- (2) 船舶の検査記録書の要約
- (3) その他、本会が適当と認める業務

11.2 業務の申込み

- 1. 11.1(1)の申込みについては次による。
 - (1) 申込者は、当該構造物、機器等の発注者で、代行業務の種類、範囲、期間等の依頼内容を提示して申込むものとする。
 - (2) 申込者は、発注物件に係わる発注書、発注仕様書、図面、適用規格等、業務の実施に必要な図書を、本会に提供するものとする。
- 2. 11.1(2)の申込みは、当該船舶の所有者、又は所有者の同意を得た者とする。
- 3. 11.1(3)の申込みは、本会が適当と認める者とする。
- 4. 本会は、業務の内容について申込者と協議の上、業務契約を締結する。ただし、本会が適当と認める場合、申込書（様式 1）をもって、業務契約に代えることができる。

11.3 業務の種類

- 1. 11.1(1)の代行業務として、次の業務を行う。
 - (1) 発注物件の発注先における検査
 - (2) 発注先における発注物件の製造工程等のチェック
 - (3) 発注物件に係わる技術的調査
 - (4) その他、本会が適当と認める代行業務
- 2. 11.1(2)の業務として、本会に保管されている船舶の検査記録書を調査し、要約を行う。

11.4 業務の実施

- 1. 代行業務は、業務契約に基づき実施する。
- 2. 本会は、業務の実施に当たり、必要があると認めた場合、本会以外の者に業務の一部を委託することがある。

11.5 報告書等

- 1. 11.1(1)の業務については、本会は、代行業務の実施の経過及び結果について、業務契約に定めるところにより、報告書を申込者に発行する。
- 2. 11.1(2)の業務については、本会は、当該船舶の主要目、検査履歴、損傷修理記録等について要約した報告書を申込者に発行する。
- 3. 11.1(3)の業務については、申込者と別途協議する。

12 章 手数料及び経費

12.1 手数料

本会は、次の(1)又は(2)に該当する場合は、別に定めるところにより手数料を申し受ける。

- (1) 本規則に基づく技術サービス業務を行ったとき
- (2) 本規則に基づく証書、証明書、鑑定書、報告書の再発行又は写しの発行を行ったとき

12.2 経費

本会は、本規則に基づく技術サービスを行ったとき、別に定めるところにより旅費等の経費を申し受ける。

13 章 業務提供の条件

13.1 一般

13.1.1

以下に定める条件は、技術サービスの業務に関連して本会が提供する一切の業務、情報又は助言に適用し、本会がこれらの業務に関連して締結する全ての契約その他の取決めの一部をなすものとみなす。

13.1.2

本会は、業務の実施に際しては、十分な注意をはらい、かつ、専門家としてそれにふさわしい方法でこれを行う。

13.1.3

業務、情報又は助言の提供は、規則の規定に加え、次の条件を前提としてこれを行う。

- (1) 本会検査員が業務を行った後に発行する技術サービスに関する文書は、当該業務が実施された時点での当該船舶、構造物又は機器等の状態を示すものであること。又、当該文書に記載されている事項、範囲を超えて鑑定、証明又は報告するものではない。
- (2) 技術サービスの業務に関連して本会が発行する文書又は提供する情報もしくは助言は、本会への申込者又は正当に権限を付加された者が使用するためのものであり、それ以外の第三者の使用に供するものではない。

13.1.4

この業務提供の条件又は本会が業務提供に関連して発行する文書又は提供する情報もしくは助言のいかなる記述も、製造者、所有者、又はその他の者が本来負うべき製品保証その他の契約上の義務又は過失を免責するものではなく、又第三者に対していかなる求償、賠償その他の請求権を付与するものでもない。

13.1.5

- 1. 本会が提供する業務の手数料及び経費の支払い期日は、請求書発行の日から 30 日以内とする。支払いの遅滞の場合は、年 5%の割合による遅延損害金を申し受ける。
- 2. 本会は、申込者とその都合により、業務依頼を取り下げたときは、業務の既の実施した部分についての手数料及び経費を、申込者から申し受ける。

13.2 機密保持

本会に提供された全ての文書及び情報は機密のものであり、当該文書又は情報を提供した者が事前に同意した場合を除き、提供された目的以外の目的のためには開示しない。本会検査員が実施した業務結果は、同様に機密の取扱いとする。ただし、文書、情報又は業務結果の内容もしくは写しは、裁判所からの命令、訴訟手続き又は各国政府等の公的機関から法に基づく正当な権限により要請がある場合に開示する。

13.3 解釈

この業務提供の条件、規則及び本会が発行する文書又は提供する情報もしくは助言の効力、適用及び解釈は、本会がこれを決定する。

14 章 責任

14.1 責任

本会又は本会の役員、職員、代理人もしくは下請負人は、業務、情報又は助言の提供の際の作為、不作為又は過失に起因して何人かが蒙った損失、損害又は費用について、いかなる責任も負わない。本会又は本会の役員、職員、代理人もしくは下請負人は、提供した情報又は助言に少しの過誤もないことを保証するものではない。

14.2 補償

14.1 項の規定にかかわらず、製造者、所有者その他本会への申込者の蒙った損失、損害又は費用が本会又は本会の役員、職員、代理人もしくは下請負人の過失による作為もしくは不作為、又は提供した情報もしくは助言に存在した過誤に起因することが立証されたときは、本会は、当該業務、情報又は助言に対して本会が請求し、かつ、受領した手数料の金額を限度として、立証された損失、損害、又は費用を補償する。

14.3 補償請求

14.2 項に規定する損失、損害又は費用の補償請求は、当該業務、情報又は助言が最初に提供された日から 6 ヶ月以内に本会宛に書面で行われなければならない。この期間内に補償請求がなされなかったときは、いかなる補償請求権も放棄されたものとみなす。

15 章 準拠法及び裁判管轄

15.1 準拠法及び裁判管轄

この業務提供の条件は、日本の法律に準拠し、これに従って解釈するものとする。全ての紛争は、東京地方裁判所を専属管轄裁判所とする裁判により、日本の法律を適用して解決するものとする。

16 章 雑則

16.1 不服の申立て

本規則に基づき実施された技術サービス業務の結果に関して不服があるときは、申込者は、本会に対し、本会が技術サービス業務の完了時に発行する文書の発行日翌日から起算して 30 日以内に文書をもって調査を要求することができる。

16.2 業務提供の条件等

本会が、技術サービス業務の内容について申込者と協議の上、業務契約を締結する業務の場合、手数料及び経費、業務提供の条件、責任、準拠法及び裁判管轄、不服の申立てについての条項が業務契約にある場合には、これによるものとする。

技術サービス申込書

日本海事協会 御中

申込者

申込文書番号		申 込 日	年 月 日
御 社 名		T E L	
御 住 所		F A X	
御 担 当 者 名	部署名： 印	E-mail	

日本海事協会の“技術サービス規則”の規定を了承の上、“技術サービス規則”による下記船舶、機器及びその他のサービスの実施を申込みます。※検査手数料等はサービスの成否に関わらず申込者に請求してください。

【船舶】

船 名				船級番号	
所 有 者				総トン数	
国 籍		船 舶 番 号		信号符字	
船 舶 の 種 類		航 行 区 域		他 船 級	

【機器及びその他】

品 名		数 量	
型 式		製造番号	
所 有 者			
仕 向 地			

1. サービスの種類（ご希望のサービスを記入願います。）

証 明	機 器	図 面	その他：（ ）		
	適用規則等：（ ）				
鑑 定	現 状	On/Off Hire	損 傷	耐 航	船 価
	その他：（ ）				
そ の 他					

2. サービスの日時及び実施場所

日 時		場 所	
T E L		F A X	

3. 書類等の発行の申込み（ご希望の書類を記入願います。）

証 明 書	機 器	図 面	その他：（ ）		
鑑 定 書	現 状	On/Off Hire	損 傷	耐 航	船 価
そ の 他					

4. 手数料請求先（本件に関する手数料等の支払者が申込者と異なる場合、請求先を下記にご記入下さい。）

御 社 名		T E L	
御 住 所		F A X	
御 担 当 者 名	部署名： 印	E-mail	

〔技術サービス申込書の記入要領〕

1. 技術サービスを受ける対象物が船舶の場合は【船舶】欄に、機器及びその他の場合は【機器及びその他】欄に必要事項を記入して下さい。
2. 「1. サービスの種類」は、該当する欄に○を記入して下さい。技術サービスの対象物が機器の証明の場合には、「機器」欄に、図面に対する証明の場合には「図面」欄に○を記入し、審査用図面 3 部を提出して下さい。鑑定業務の申込みの場合には、各々該当する欄に○を記入して下さい。
3. 鑑定業務及び証明業務の定義は、本規則中の規定を参照して下さい。
4. 「3. 書類等の発行の申込み」には、必要とする書類（証明書、鑑定書又はその他）欄に○を記入して下さい。技術サービスの対象物が機器の場合には、「機器」欄に、図面のみの場合には「図面」欄に○を記入して下さい。特に要求がない場合、鑑定書等の発行部数は、正 1 部、写し 1 部となります。

〔その他の注意事項〕

1. この申込書提出後、記載事項に変更を生じた場合は、速やかに本会に変更事項の通知をして下さい。
2. この申込書提出後、未定事項が確定した場合は、遅滞なく本会に通知して下さい。
3. この申込書は、検査が行われる場所を管轄する本会の支部、事務所もしくは本部に 1 部提出して下さい。
4. 当該技術サービスを実施するのに、その他参考となる事項又は必要と思われる事項がある場合には、別途通知して下さい。
5. なお、本申込書に依り難い場合は、別途定めるものとします。



年 月 日

一般財団法人 日本海事協会
検査部 御中

NK 緊急時技術支援サービス (ETAS) 登録申込書

日本海事協会の“技術サービス規則”の規定を了承の上、下記船舶の緊急時技術支援サービス (Emergency Technical Assistance Service) への登録を申し込みます。

お申込者 (船舶所有者/同代理人) : _____

ご担当部署・ご担当者名 : _____

ご住所 : _____

ご連絡先 : Tel _____ Fax _____

登録申込み船

船名 :	船級番号 :
国籍 :	船種 :
総トン数 :	
所有者 :	
所有者住所 :	
ETAS 登録済みの同型船 : (船名)	(船級番号)
Note:	

下記の図面を同封致します。(□にチェック願います)

- ☐ Lines and Offset Table
- ☐ General Arrangement & Capacity Plan
- ☐ Midship Section
- ☐ Construction Profile (Hold Construction, E/R Construction)
- ☐ Loading Manual
- ☐ Stability Information
- ☐ Hull Piping System (Cargo & Ballast) with Pump Capacity
- ☐ Certificate of Registry issued by flag

手数料請求先 (手数料の支払い者が申請者と異なる場合は、請求先を下記にご記入ください。)
名称/住所 :

Signature : _____
Title : _____

様式 3

一般財団法人 日本海事協会

ClassNK アーカイブセンター 御中

(E-mail: info-nkac@classnk.or.jp)

NK-AC システム URL : <http://www.nk-archivecenter.com/>

申込日 : / /

ClassNK アーカイブセンターサービス利用申込書

日本海事協会の「技術サービス規則」、「ClassNK アーカイブセンターサービスのご提供条件」及び「ClassNK アーカイブセンターシステム利用規約」を了承し、以下の船舶に対し登録責任者と保管責任者間でClassNK アーカイブセンターを選定することに合意の上、ClassNK アーカイブセンターサービスの利用を申込みます。

申込者 ☐登録責任者 / ☐保管責任者 ☐ (*) いずれかにチェックをお願いします。

登録責任者（造船所）ユーザー情報 (※) 組織として登録されていない場合は、左上の URL にアクセスし、[ユーザー登録はこちら] から対応をお願いします。

ID		組織コード(※)	
----	--	----------	--

保管責任者（船主）ユーザー情報 (※) 組織として登録されていない場合は、左上の URL にアクセスし、[ユーザー登録はこちら] から対応をお願いします。

ID		組織コード (※)	
----	--	-----------	--

1. 対象船舶：

船名		船番	
完工予定日		IMO No.	
Class		Class No.	☐ 未定
備考			

2. 利用サービス：

- ☐1. GBS-SCF アーカイブセンターサービス (☐a. 船上 SCF を利用する ☐b. 船上 SCF を利用しない) ※
☐2. 本船図書保安サービス

※1. を選択した場合は a. /b. のいずれかにチェックをお願いします。a. を選択した場合は、業界標準(The SCF Industry Standard and Supplementary Guidance)に基づき、本会にて SD カードの作成・定期リニューアル等のサービスを行います。

a. 及び b. のいずれの場合も、手数料については別紙の手数料表をご参照下さい。

3. 初期登録料請求先：

社名			
住所			
電話番号		E-mail	
担当者氏名			

4. サービス利用料請求先：

社名			
住所			
電話番号		E-mail	
担当者氏名			
料金プラン	☐ 定額制（通年利用） ☐ 課金制（利用毎課金） (※) いずれかにチェックをお願いします。		

注意事項：

- この申込書は対象船舶 1 隻ごとに本会の ClassNK アーカイブセンターに 1 部提出してください。
- 申込書提出後、記載事項に変更が生じた場合は遅滞なく ClassNK アーカイブセンターシステムで所定の変更手続きを行って下さい。
- 引渡し日より前の船舶における ClassNK アーカイブセンターサービスの申し込みは、登録責任者（代表として造船所）が保管責任者（船主）の同意のもと本申込書を提出して下さい。
- 引渡し日以後の船舶における ClassNK アーカイブセンターサービスの申し込みは、保管責任者が本申込書を提出して下さい。但し、他のアーカイブセンターより本会の Class NK アーカイブセンターへ変更する場合は、登録責任者の同意のもと提出して下さい。
- 登録責任者は対象船舶の完工日より前まで、保管責任者は対象船舶の完工日以後に限り、「ClassNK アーカイブセンターサービスのご提供条件」に従い、登録図面等の情報にアクセスをすることができます。
- 本船図書保管サービスを申し込む場合、寄託図面等の名称及びその各 IP レベルを記載した表を提出して下さい。

----- [NK-AC 使用欄] (ご記入不要です) -----

受付日		受付番号	
-----	--	------	--

2025 技術サービス規則

2025 年 5 月印刷発行

発行所：一般財団法人日本海事協会開発部

〒102-0094 東京都千代田区紀尾井町 3 番 3 号

TEL: 03-5226-2181

E-mail: dvd@classnk.or.jp / URL: www.classnk.com

Copyright©2025 NIPPON KAIJI KYOKAI

Printed in Japan.